

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年9月3日
【事業年度】	第57期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	第一稀元素化学工業株式会社
【英訳名】	DAIICHI KIGENSO KAGAKU KOGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 剛
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区平林南1丁目6番38号
【電話番号】	06(6682)1261(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 児嶋 昭人
【最寄りの連絡場所】	大阪市住之江区平林南1丁目6番38号
【電話番号】	06(6682)1261(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 児嶋 昭人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月27日に提出いたしました第57期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

社外取締役及び社外監査役

- 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割、並びに社外取締役及び社外監査役の選任状況についての考え方

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外取締役及び社外監査役

- 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割、並びに社外取締役及び社外監査役の選任状況についての考え方

(訂正前)

堀内哲夫氏は、日東電工（株）にて取締役を歴任し、豊富な経営経験からの外部の視点で提言が期待できるため、社外取締役として選任しております。西井信博氏は、経理及び総務担当役員としての業務経験を有しており、津田佳典氏は、会計等のコンサルティング会社の代表取締役また公認会計士としての経験・知識を有しております。両名は中立的・客観的な立場から、当社の経営への監督・監査及び助言が期待できるため、社外監査役として選任しております。選任にあたり、独立性に関する明確な基準は定めておりませんでした。平成25年4月19日の取締役会にて金融商品取引所の定める独立性基準に準じた独立性基準を制定いたしました。今後はそれに準じた選定を基本方針としてまいります。

(訂正後)

堀内哲夫氏は、日東電工（株）にて取締役を歴任し、豊富な経営経験からの外部の視点で提言が期待できるため、社外取締役として選任しております。西井信博氏は、経理及び総務担当役員としての業務経験を有しており、津田佳典氏は、会計等のコンサルティング会社の代表取締役また公認会計士としての経験・知識を有しております。両名は中立的・客観的な立場から、当社の経営への監督・監査及び助言が期待できるため、社外監査役として選任しております。選任にあたり、独立性に関する明確な基準は定めておりませんでした。平成25年4月19日の取締役会にて金融商品取引所の定める独立性基準に準じた独立性基準を制定いたしました。今後はそれに準じた選定を基本方針としてまいります。

<社外役員の独立性に関する判断基準>

- | |
|---|
| 1. 当社取締役会は、会社法および会社法施行規則の定めによる社外取締役 1または社外監査役 2
(以下、併せて「社外役員」という。)が以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有すると認定する。 |
| (1) 当社および当社の関連会社(以下、併せて当社グループという。)の業務執行者 3 |
| (2) 当社グループを主要な取引先とする者 4またはその業務執行者 |
| (3) 当社グループの主要な取引先 5またはその業務執行者 |

- (4) 当社の大株主（議決権総数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- (5) 当社グループが大出資者（議決権総数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
- (6) 当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者
- (7) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の業務執行者
- (8) 当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタント
- (9) 当社またはその子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員
- (10) 当社グループの業務執行者が現在または過去3年以内に他の会社において社外役員に就いているまたは就いていた場合における当該他の会社の業務執行者
- (11) 過去3年間に於いて、上記(1)から(10)までに該当していた者
- (12) 上記(1)から(11)までに該当する者のうち重要な業務執行者 6の近親者等 7

2. 独立役員であるというためには、当社の一般株主全体との間で上記(1)から(12)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であることを要する。

3. 独立役員を選任するに際しては、少なくとも独立取締役または独立監査役1名の推薦または同意を得ねばならない。

1 社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。

「社外取締役 株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の会社法第363条第1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。」

2 社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

「社外監査役 株式会社の監査役であって、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。」

3 業務執行者とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。

業務執行者は次に掲げる者をいう。

イ 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員

ロ 業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者

ハ 使用人

4 当社グループを主要な取引先とする者とは、その直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払を、当社又はその子会社から受けた者をいう。

5 当社グループの主要な取引先とは、当社グループの直近事業年度における当該取引先への販売額が、当社グループの連結売上高の2%以上の者をいう。

6 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事（外部理事を除く。）及び部門責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

7 近親者等とは、2親親内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。